

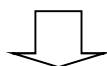
全国がん登録に係る知事の権限及び事務の委任について

1 全国がん登録について

- ・がん登録は、がんの罹患情報等を収集・分析し、がん対策に必要な基礎データを得ようとするものであり、これまで都道府県の任意事業である「地域がん登録」として実施されてきた。
(本県では、昭和50年から実施)
- ・全国がん登録は、平成28年1月1日に施行された「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号。以下「法」という。)により、がん登録を法制化し、全国一律に実施するものであり、病院及び指定診療所(以下「病院等」という。)には都道府県への罹患情報の届出義務が課される。
- ・収集された情報は、都道府県が審査・整理し、国(国立がん研究センター)へ提出し、国において一括管理され、精度の高い情報として、予防・早期発見・治療などのがん対策への効果的な活用が期待されている。

2 知事の権限及び事務の委任について

- ・病院等からの罹患情報の届出受理、審査、国への報告等、別紙の知事の権限及び事務について、県ががん医療等について科学的知見を有する者として、指定する者に行わせることができる。
(法第24条第1項、法施行令(平成27年政令第323号。)第8条)



◎がん医療等について科学的知見を有する者として千葉県がんセンターを指定し、同センターに知事の権限及び事務を行わせることとしたい。

<理由>

- 本県で唯一都道府県がん診療連携拠点病院の要件を充足し、かつ、がん医療の連携協力体制の構築に中心的役割を果たしている。

■診療機能

- ・がん専門病院としてがん診療に特化している。
- ・県内全医療圏から患者を受け入れており、特に我が国に多いがん以外のがん等について、広域のがん診療を担っている。さらに専門的または高度ながん診療について、県内の地域がん診療連携拠点病院から多くの紹介患者を受け入れている。

■連携協力体制の構築の中心的存在

- ・本県は、がん診療連携協議会の下に、P D C Aサイクル専門部会等の6つの専門部会を設置し、病院間・分野間での連携強化により、県全体のがん診療連携の推進及びがん診療の質向上を図っている。この協議会等の事務局及び都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会との連絡施設の役割を担っている。

- 地域がん登録事業を、昭和50年の事業発足から担当し、がん登録に対応するための設備等が整っていること、また、これまでがん登録を担当してきたことに伴う、豊富な知識・経験が蓄積され、法に基づく事務を適切かつ円滑に行っていくことができる。

○知事の権限及び事務

条項	事務の内容
第6条第1項 (病院等による届出)	病院等からのがん罹患情報の届出の受理
第8条 (知事による審査等及び提出)	届出対象情報の審査及び整理、国への提出
第10条第2項 (厚生労働大臣による審査等のための調査)	厚生労働大臣による審査等のための調査・報告
第13条第2項 (死亡者情報票との照合のための調査)	死亡者情報票との照合のための調査・報告
第16条 (協力の要請)	市町村、病院等の管理者その他関係者に対する協力の要請
第18条第1項 (知事による利用等)	がん対策の企画立案・調査研究のための、データ確認・提供の事務
第19条第1項 (市町村等への提供)	行政的利用のための、データ確認・提供の事務
第20条 (病院等への提供)	臨床的利用のための、データ確認・提供の事務
第21条第8項及び第9項 (その他の提供)	研究的利用のための、データ確認・提供の事務
第22条第1項及び第3項 (都道府県がんデータベース)	都道府県がんデータベースの整備・管理等 (匿名化や消去等)

○がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）（抄）

（都道府県知事の権限及び事務の委任）

第24条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第6条第1項、第8条、第10条第2項、第13条第2項及び第16条に規定する権限及び事務
- 二 第18条第1項、第19条第1項、第20条並びに第21条第8項及び第9項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第18条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
- 三 第22条第1項及び第3項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）

○がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）（抄）

（都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者）

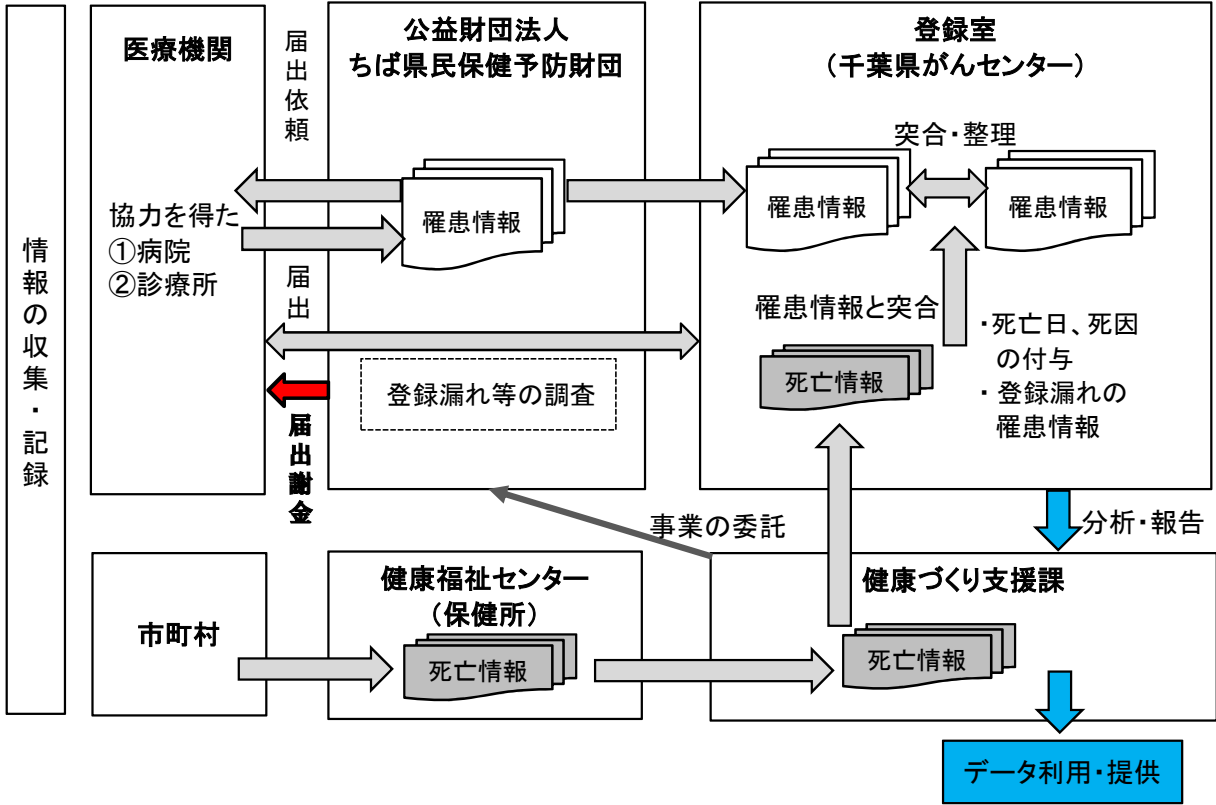
第8条 法第24条第1項の政令で定める者は、都道府県知事が法第1条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とする。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

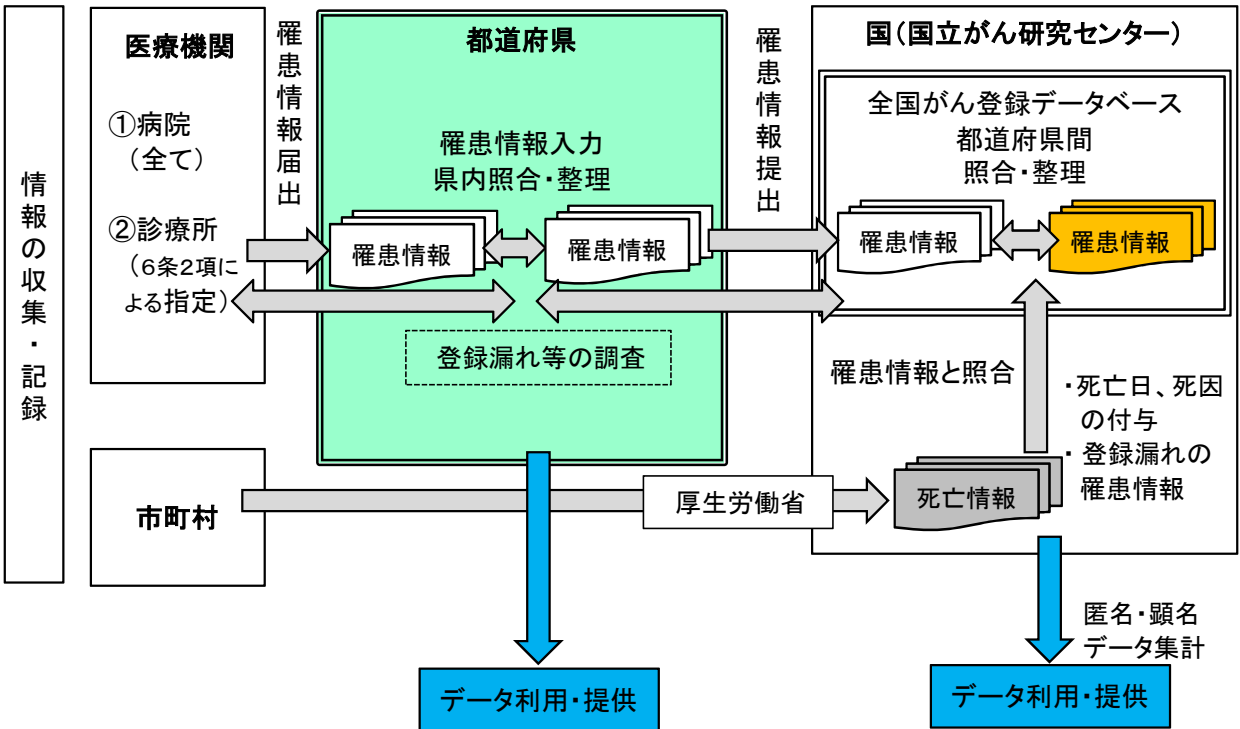
- ・ 法第1条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等（がん医療及びがん検診（以下「がん医療等」という。）の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。）、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。
- ・ 施行令第6条第3項 都道府県知事は、前項第九号の規定によりがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定をしようとするときは、あらかじめ、法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

全国がん登録と千葉県がん登録

千葉県がん登録



全国がん登録



千葉県がんセンターの特徴

平成28年10月18日
平成28年度第1回
千葉県がん対策審議会資料

(1) 高い診療機能と実績

① がん専門病院としてがん診療に特化

- 25の診療科を有し、ICD分類61種類という多くのがん種に対応。
- 高度の医療設備体制(放射線治療装置3台、手術支援ロボット(ダ・ヴィンチ)等)。
- 緩和ケアセンターを有し、終末期のがん患者の在宅療養支援を実施。
- 臨床研究総合センター、がんゲノムセンター等を有し、患者支援と併せてがん研究を実施。

② 診療実績

- 県内の全医療圏から患者を受け入れ。
- 専門的又は高度ながん診療について、県内の拠点病院からの紹介を受け入れ。

<H27年度 医療圏別 退院患者数>

圏域名	千葉	東葛南部	東葛北部	印旛	香取海匝	山長夷	安房	君津	市原
		隣接		隣接		隣接			隣接
患者数(人)	2,824	562	15	703	199	1,736	34	395	706

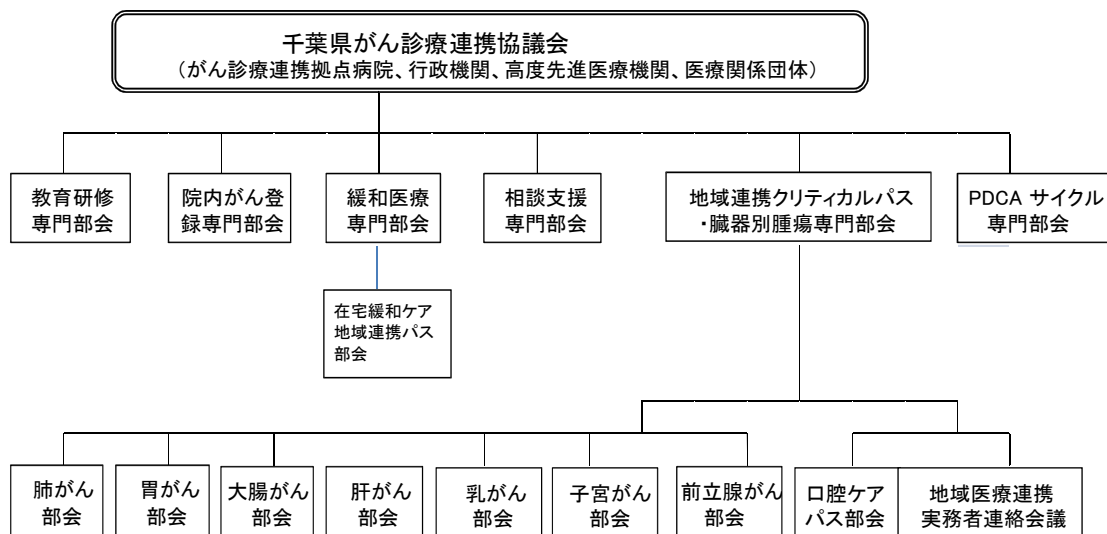
<H27年度 地域がん診療連携拠点病院からの紹介患者数>

圏域名	千葉	東葛南部	東葛北部	印旛	香取海匝	安房	君津	市原
		隣接		隣接				隣接
患者数(人)	440	62	39	32	70	34	138	304

(2) 連携協力体制構築の中心的存在

① 拠点病院間の連携推進

- 千葉県がん診療連携協議会等の事務局として、県内拠点病院や医師会等と連携し、県内のがん診療の質の向上及びPDCAサイクルの確保等を検討。
- 都道府県がん診療連携拠点病院連携協議会の連絡施設として、同協議会との橋渡し役を担う。



② 地域の医療機関との連携推進

- 地域内の医療機関と協力しながら診療機能の分担と有機的連携を行う「地域チーム医療」を展開。
- 地域連携クリティカルパスの開発及び運用支援(整備数:37種類、H27年度適応件数:1,017件)。